

徳島県規則第二十一号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和三十一年徳島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

「氏名

年

を

「氏名

年 月 日

年

「氏

年

月

日

を

「氏名

性別

個人番号

様式第五号、様式第十号及び様式第十一号中

月 日生

を、「、」に改める。

」

「住所

氏名

年 月

「住所

様式第十二号中

氏

名」

を

性別

個人番号

日生

を、「、」に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の様式第五号及び様式第十号から様式第十二号までに相当する改正前の様式第五号及び様式第十号から様式第十二号までによる用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。